

デジタル観光情報発信力強化事業業務委託仕様書

1 目的

インバウンド客の9割以上が使用するとされているGoogleマップについて、県内の観光情報掲載量を増加させるほか、OTA利活用等にかかるセミナーを観光関連事業者（観光施設、土産物店、宿泊施設、飲食店等。以下、事業者という。）に向けて開催し、観光客受入態勢強化を図る。なお、Googleマップ利活用支援は秋田市・男鹿市の2地域を対象エリアとし、支援により生まれた優良事例を他エリアへ横展開する。

また、事業者からのデータ提供を促す秋田県観光DMP説明会を開催し、県・DMOによるデータを活用した観光戦略策定の推進を図る。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) Googleビジネスプロフィール（以下、GBPという。）登録及びGoogleマップの効果的な運用支援（モデル事業）

県内事業者のGoogleマップ利活用を促すためには、GBP運用によるメリットを、県内事業者の成功事例で見える化し、県全体へ横展開することが重要である。このため、エリアを定めてGoogleマップを効果的に活用し、集客の向上等につながる支援をモデル事業として実施すること。

①支援対象等

- ・男鹿市及び秋田市内の事業者を主な対象とし、他エリアの事業者から要望があった場合には、県と協議のうえ支援すること。
- ・支援対象事業者の募集にあたっては、受託者のみならず、県並びに関係団体（男鹿市観光協会及び秋田コンベンション協会）等が連携し、会員へのメールや架電等により積極的な参加勧奨を行うなど、県と受託者が協力して集客にあたる体制とする。
- ・本支援の実施にあたっては、少なくとも50事業者（ユニーク数）以上に対して支援を行うこと。また、合計の支援目標件数はのべ200回以上とする。

②支援内容

- ・セミナー：Googleマップを活用して集客アップした事例を業種別に取り上げ、活用方法を学ぶセミナー（オンライン・オフライン問わず）を開催すること。
- ・オンライン支援：ミーティングツールやメール等を用いて、事業者のGBPの情報を確認し、最適化するよう支援すること。また、GBP未登録事業者に対しては登録を支援すること。
- ・支援対象者にむけて、GBPの効果的な運用に係る作業一連の参考資料（GBP登録、管理画面の確認、写真・投稿の追加、口コミへの返信、成果計測等）をデータ配布すること。
- ・支援対象者からの個別問い合わせ及びセミナー参加申込みについては適切に対応すること。

(2) 支援対象者のGBPパフォーマンスデータ分析

Googleマップ利活用による効果を定量的に確認するため、支援対象者からGBPのパフォーマンスデータを取得し、整理したうえでデータ分析すること。

①データ収集

支援対象事業者のGBPパフォーマンスデータの取得に際しては、県から対象事業者に対し、公式な協力要請を行うものとする。なお、収集方法については県の求めに応じて助言すること。

②データ管理

本業務によって得た事業者のGBPパフォーマンスデータは、本業務以外に使用しないこと。

(3) モデル事業成果発表会の開催

効果的なGBP活用事例の横展開を目的とした成果発表会を1回開催すること。

①開催時期

令和9年2月下旬～3月上旬

②対象

観光事業者及び市町村等（他エリアを含む）

③会場

オンライン開催

④内容

- ・発表は受託者が行い、オンラインの手配及び開催周知については県と協議のうえ実施すること。
- ・GBP活用等に専門知識を有する講師を招聘し、参加者の事業活動に役立つセミナーを入れ込むこと。なお、講師については県と協議のうえ決定し、当該講師に係る謝金及び旅費は受託者の負担（委託料を含む）とする。（※（4）に定める53万5千円の枠内には含まれない）
- ・支援対象事業者のGBPパフォーマンスデータを分析し、GBPを活用したことによる好影響を定量的に可視化して、参加者のGBP活用を促すような発表をすること。

（4）観光客受入態勢強化セミナーの開催

県が開催するセミナーについて、県からの求めに応じて助言等サポートを行うこと。

①開催時期・回数

令和8年7月～令和9年3月に計5回

②対象

観光事業者及び観光協会等

③内容

- ・本セミナー（計5回）のテーマには、「1 目的」に記載のOTA利活用等にかかる内容や、秋田県観光DMP説明会を含めるものとする。
- ・会場・講師の手配及びセミナーの企画・運営等については、県が主体となって実施する。
- ・受託者はセミナー内容等について、県からの求めに応じ助言するほか、講師の旅費及び謝金を支払うこと。なお、支払い金額は最大で税込み53万5千円を予定している。

（5）独自提案事項

上記（1）～（4）の必須提案事項と連動し、本事業の趣旨である「事業者の自発的なGoogleマップ活用の促進」を推進するのに効果的と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

4 契約に関する条件等

（1）再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または請け負わせることはできない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出して委託者の承認を得ること。
- ・受託者は、上記により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

（2）業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は当該要求があったときは、その内容に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に書面で提出しなければならない。

（3）権利の帰属等

- ・著作権は委託者に帰属することとする。ただし、受託者が本件業務を行う以前から有し、又は、本件業務とは関連性を有さず独自に創作等した一切の知的財産権については、受託

者に留保されるものとし、当該知的財産権については、本件業務の目的内使用に限り、委託者に対して無償の使用権を付与するものとする。

(4) 機密の保持

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(6) その他

- ・県が必要と判断した場合には、県が設置するマーケティング戦略アドバイザーと協議を行い事業を進めること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。